



令和5年歌志内市 **はたちを祝う会**

1月8日、うたみん講堂で「はたちを祝う会」が開催され、本市で生まれ育った13人が華やかな衣装に身を包んで出席しました。

20歳を迎えた皆さんには^{しばた}柴田市長、^{かわの}川野議長、^{あだ}織田教育長からお祝いの言葉と記念品が贈られ、出席者代表として^{ながさき いぶき}長沢息吹さんが「社会人として日々精進し、夢や目標をかなえていけるような人になりたいと思います」とお礼の言葉を述べました。

悪質な「押し買い」(訪問買取)に注意!

最近、市内において自宅に突然、「不要な着物を売ってください」と言って、貴金属や家財を強引に買い取ろうとする業者訪問が発生していますので、被害に遭わないよう気をつけましょう。

被害を未然に防ぐためには、戸締まりをきちんとし、ドアを開けないようにすることが得策ですが、不意に訪問を受けた際には、勇気を持って断ることと、なるべくご家族やご近所の方に同席してもらい、一人での対応は避けましょう。

被害を受けた場合の証拠にもなるため、相手(業者)の確認として、業者名・住所等・古物商許可証(または行商従業者証)の提示を求めましょう。

また、同様の迷惑電話についても、かかってきているという情報がありますので、きっぱりと断るようにしましょう。

あまりにもしつこい場合には、状況に応じて下記へ連絡しましょう。

●相談の場合

滝川地方消費者センター (☎ 23-4778)

●緊急を要する場合

警察緊急通報用ダイヤル (☎ 110)

●近隣市町の事例

- ・「不要な着物を売ってください」と言ったのに、貴金属等の買い取りをしつこく迫る。
- ・勝手に部屋の中を物色する。
- ・買い取りするまで帰らず、品物を出すようにしつこく迫る。
- ・返品を申し出ても返してくれない。
- ・領収書や明細書を渡さない。



問い合わせ 環境交通グループ (市役所1階 ☎42-3217)

市議会議員選挙

立候補予定者説明会

4月に実施される統一地方選挙の日程が決定し、次の表のとおり執行されます。

このうち、歌志内市議会議員選挙の立候補手続きについての説明会を、次により開催します。

当日は、届け出方法や注意事項をお伝えするほか、届け出に必要な書類をお渡ししますので、立候補を予定している関係者の方は、ご出席ください(立候補予定者1人につき3名以内の出席をお願いします)。

▼とき

2月20日(月) 14時

▼ところ

うたみん2階会議室

▼参加範囲

市議会議員選挙立候補予定者及び関係者

※くわしくは、選挙管理委員会事務局(☎42・3212)へお問い合わせください。

●地方選挙日程

選挙種別	告示日	選挙日
知事	3月23日(木)	4月9日(日)
道議会	3月31日(金)	
市議会	4月16日(日)	4月23日(日)

禁止期間にご注意を

▼後援団体に対する寄附の禁止(市議会議員選挙の場合)
令和5年1月23日から4月23日までの間、公職の候補者または公職の候補者になろうとする者(公職にある者を含む)は、自分の後援団体に対しても寄附することが禁止されています。

▼直接請求の署名収集の禁止
令和5年2月8日から4月23日までの間、本市の区域内において、直接請求のための署名の収集が禁止されます。



マイナンバーカードについてのお知らせ

問い合わせ 戸籍保険グループ (市役所1階 ☎42-3217)



臨時申請窓口を開設します(要予約)

●マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が2月末までに延長されました

政府では、令和4年度中にマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指して、その普及促進に取り組んでいます。市としてもマイナンバーカードを申請する機会を設けるため、臨時窓口を開設することとしたので、希望される方は市民課戸籍保険グループへお申し込みください。

また、カードの受け取りには市役所1階窓口へ来庁いただく必要がありますが、平日に仕事で来ることができない等の事情がある場合は、郵送にて交付することもできますので、ご相談ください。

- ▶日 時 2月11日(土)、2月19日(日) 9時~12時
- ▶場 所 市役所1階 市民課
- ▶事前予約日 2月17日(金) 12時まで
- ▶必要なもの

- ・本人確認書類(写真付きの場合は1点、写真なしの場合は2点)
例：運転免許証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証など
 - ・通知カード(紛失している場合は不要)※
 - ・住民基本台帳カード(取得している方のみ)※
- ※カードの受け取りを郵送で希望される方のみ必要となります。

▶その他

- ・写真は臨時窓口会場で撮影することができます。
- ・カードの受け取りを郵送で希望される場合は、当日4種類の暗証番号の設定が必要です。

【下記を参照】

- ①アルファベットと数字を組み合わせた6文字以上16文字以内
- ②~④4桁の数字(②~④は同じ暗証番号でも良い)



_____ 様

歌志内市役所
市民課戸籍保険グループ

個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票

暗証番号は、電子証明書ごと、アプリごとに設定されており、それぞれの仕組みを利用するために必要となるものです。ご記入いただき、大切に保管していただきますようお願い致します。
また、暗証番号を設定することにより、第三者のなりすましを防いでいます。暗証番号はみだりに他者に教えないようにしてください。

なお、暗証番号は、入力を連続して3回(署名用電子証明書は5回)間違えるとロックされ、その場合、市町村の窓口にお越ししいただいて暗証番号の再設定を行う必要がありますのでご注意ください。

①署名用電子証明書 暗証番号			
②利用者証明用電子証明書 暗証番号			
③住民基本台帳用 暗証番号			
④券面事項入力補助用 暗証番号			

①署名用電子証明書を利用するための暗証番号
※署名用電子証明書…インターネットで電子文書を送信する際に、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み。

②利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号
※利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際に、利用者本人であることを証明する仕組み。

③住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号
④個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

カードの受け取りを郵送で希望される場合は、「個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票」の記載をお願いすることとなります。



▶予約連絡先 戸籍保険グループ (☎ 42-3217)

所得税の確定申告と 住民税の申告が始まります

申告相談は

2月16日(木)から3月15日(水)まで

●問い合わせ

- ・滝川税務署(☎22-2191)
- ・税務グループ(市役所1階☎42-3217)

会場・受付時間

▶滝川税務署【確定申告】

平日9時から16時まで

▶市役所3階会議室【確定申告・住民税申告】

平日8時30分から17時まで

※受付時間までに来られない方はご相談ください。

※次に該当する方は、税務署での相談・申告をお願いします。

- ・事業所得、土地建物や株式の譲渡所得、繰越損失、雑損控除のある方
- ・不動産所得などがあり、収支内訳書の記載方法がわからない方
- ・該当年分以外の申告をされる方

新型コロナウイルス感染症の予防対策

▶確定申告会場にお越しになる方へのお願い

- ・申告会場ではマスクの着用、手指の消毒にご協力ください。
- ・発熱の症状(37.5度以上)や体調のすぐれない方は、無理をせず、後日あらためてご来場ください。
- ・申告会場は、定期的な換気・消毒を行いますので暖かい服装でお越しください。

確定申告が必要な方

▶給与所得者

給与を2か所以上から受けている方、給与以外の所得が20万円を超える方

▶給与所得者以外

営業、不動産などの所得金額の合計額が、基礎控除・その他各種所得控除の合計額を超える方 など

住民税の申告が必要な方

1月1日現在、本市に住んでいる方は、原則として住民税の申告が必要です。

確定申告をする必要がない方であっても、住民税を計算する際に各種所得控除を適用したい場合には住民税申告が必要なほか、住民税申告は様々な行政サービスに利用されますので、収入のなかった方も、その旨申告してください。

住民税の申告が不要な方

確定申告をした方、給与所得のみで年末調整済みの方、公的年金の収入のみで公的年金等の源泉徴収票に記載のある所得控除等の内容に変更がない方は住民税の申告は不要です。

国保などの加入者は収入申告が必要です

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方(加入者ではない世帯主を含む)は、所得がなかった場合でも収入申告が必要です。未申告の方がいる場合、保険料(料)軽減制度を受けられないことがあります。

医療費控除について

1年間に支払った医療費から補てんされる保険金などを差し引いた金額が、一定額を超えると受けられる控除です。なお、医療費控除は税金の計算における控除額なので、支払った医療費そのものが還付されるものではありません。

※医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。なお、医療費の領収書は5年間保管する必要があります。また、所定の事項が記載された「医療費通知」(医療費のお知らせなど)を提出する場合は、明細書の記載や領収書の保管を省略することができます。

申告に必要なもの

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)、お持ちでない方は、番号確認書類(通知カードなど)と身元確認書類(運転免許証、身体障害者手帳など)
- ・税務署からの「確定申告のお知らせハガキ」※届いてる方のみ
- ・給与や年金の源泉徴収票
- ・生命保険の満期などで保険金を受け取った方は、必要経費などの明細がわかるもの
- ・社会保険料などの領収書(任意継続など)、国民年金保険料は日本年金機構から送付される控除証明書及び領収証書
- ・生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定証
- ・預貯金口座番号がわかるもの
- ・寄附金の証明書
- ・医療費控除の明細書、高額療養費や生命保険など補てんされた金額がわかるもの

申告書の作成はパソコン・スマートフォンで!

ご自宅からパソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。くわしくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご確認ください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

●高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

なお、手続きには市役所窓口への申請が必要です。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額基準額
3 割	現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円
		課税所得380万円以上	141万円
		課税所得145万円以上	67万円
2 割	一定以上所得者	課税所得145万円未満	56万円
一 般			
1 割	市民税非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円
		区分Ⅰ※2	19万円

※1 世帯全員が市民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が市民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、戸籍保険グループまでお申し出ください。

問い合わせ 戸籍保険グループ（市役所1階 ☎42-3217）

北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）

屋根の雪・氷による
事故を防ぎましょう！

毎年、冬になると屋根に積もった雪や氷などが落ちて歩行者がケガをしたり、屋根の雪下ろし作業中の転落事故などでケガや死亡したりする事故が起こっています。

冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことに注意をお願いします。

▽屋根の雪や氷などが道路に落ちる構造の建物には、事故を防ぐため、丈夫な雪止めなどを付けるようにしましょう。

▽雪止めが付いていても、強さが足りなかったり、針金などの錆や老朽化による破損が原因で落ちることもあるので、必ず点検して悪いところは修繕しましょう。

▽屋根の雪や氷などは、気温がマイナス3度からプラス3度くらいになったときに落ちやすくなります。歩行者に注意をし、早めに雪や氷などを落としましょう。

▽建物を管理している方は、看板やロープなどで歩行者に注意を促しましょう。

▽屋根等からの落水雪の危険がある場所では子どもを遊ばせないようにするとともに、遊んでいる子どもを見かけたときは声をかけて注意しましょう。

▽高い建物の壁、窓枠、突出した看板などからの落水雪は、少量でもたいへん危険です。付着した雪や氷は、こまめに取り除きましょう。

▽屋根からたくさん雪が落ちたときは、直ちに人が巻き込まれていないか確かめるとともに、速やかに処理しましょう。

▽歩行者や車の通行に支障となりますので、屋根の雪など住宅敷地内に積もった雪を道路へ出すのはやめましょう。

〈北海道・北海道警察・土木建築グループ〉



消防本部からのお知らせ

消防本部 ☎42・3255

雪が原因で車両火災？

冬道の運転では、雪の影響で道路に大きな段差や深いわだちができてしまい、その場所を走行すると、車体に大きな振動を受けたり、バンパーを強く接触してしまうことがあります。

実はこれらが原因の車両火災

災が、毎年道内で発生しています。

このような火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。

●なぜ火災が発生するの？

大きな段差やわだちを走行したときに受けた衝撃で、ライトの取り付け部分が緩んだり、外れたりします。

年式の古い車の場合、高温になるライトを使用している

ものもあり、それが車の樹脂部分などに接触することで発火し、火災になる恐れがあります。



●火災を防ぐポイント

ライトがつかなくなったり、光の角度に左右差がある場合は、ライトに不具合が生じて

いる可能性がありますので、早めに業者に点検してもらいましょう。

予防・保安グループ

電子レンジの

火災に注意！

近年電子レンジによる火災が全国的に急増しています。

急増した理由は、コロナ禍で外出する機会が減り、電子レンジを使う機会が増えたことや、冷凍食品が多く出回るようになったことが考えられますが、出火原因は「食品を長時間加熱し過ぎた」「アルミ

製の包装ごと加熱した」の2つが全体の8割を占めています。

電子レンジの使用方法を再確認し、火災を発生させないようにするため、次のことに注意しましょう。

- ・「袋ごとレンジ不可」などの表示がされているものがありますので、包装の表示を確認してから加熱しましょう。
- ・加熱時間は長めに設定せず、加熱中はその場を離れないようにしましょう。

※もし、電子レンジから出火したときは、感電や燃え広がりを防止するため、水をかけずに、コンセントを抜き、扉は開けないようにしましょう。

第7話 救急車の緊急走行について

警防・救急グループ

歌志内市消防署 救急2号車



一般道路 80km/h
高速道路 100km/h

救急車は現場や病院に向かうときに法定速度を超えた緊急走行ができます。 ※道路交通法施行令に定められています。



道路の状況により、病气やケガなどが悪化しないように、搬送する方に合わせた運転を行うため、ゆっくり走行する場合もあります。

救急車内では、病气の方に注射をしたり、モニターで心臓の動きをみるため、一時的に停車する場合があります。



「サイレンを鳴らさないでほしい」はできません



道路交通法施行令 第14条

サイレンを鳴らすのは、交通事故を防いで救急隊員が安全に現場に向かい、命を救うために必要ですので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

次回～第8話 救急2号車の更新について

予防・保安グループ



令和3年度 歌志内市各会計

決算報告

昨年12月に開催された第4回定例市議会において、令和3年度歌志内市各会計決算が認定されましたので、その概要をお知らせします。

令和3年度は、コロナ禍において、先行きを見通すことができない困難な時代にある中、行政コストを抑え、計画的で効率の良い財政運営を重視しながら、本市がより魅力的なまちとなるため、「人が魅かれるまち」の推進を主眼とし各事業を実施しました。

また、「未来を育む人と地域経済の持続的発展」に重点配分した予算を編成し「人づくりへの投資」として学校給食費の無償化、子育て用品レンタル費用の助成など子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、「地場企業の持続と発展」として、企業への補助金や歌志内ワインのPR活動、「健幸寿命の延伸」として、高齢者外出支援の拡充、家族介護用品支給事業の充実を行いました。

各会計の決算状況

一般会計の令和3年度決算は表1のとおり、歳入が47億7,251万7千円、歳出が44億5,234万1千円で、差し引き3億2,017万6千円を翌年度に繰り越しました。

前年度決算額と比較すると、歳入で約2億4,800万円（5・0％）の減少、歳出では約3億5,800万円（7・4％）の減少となりました。

また、3つの特別会計の決算総額は表2のとおり、歳入が4億5,082万円、歳出が4億4,678万5千円で、差し引き403万5千円を翌年度に繰り越しました。

前年度決算額と比較すると、歳入は、約4,400万円（10・9％）の増加、歳出は、約4,500万円（11・2％）増加しました。

会計別の収支では公共下水道特別会計は5万2千円、国民健康保険特別会計は3,966千円、後期高齢者医療特別会計は1万7千円を翌年度に繰り越しました。

一般会計決算の概要

市の財政運営の中心で、基本的な行政サービスを行っている一般会計の決算概要をご説明します。

表1 一般会計の決算状況

歳入歳出 予算額 (A)	歳 入			歳 出			差し引き額 (B)-(C)
	決 算 額 (B)	予算額との 比 較 (B)-(A)	執行率 (B)/(A)	決 算 額 (C)	予算額との 比 較 (C)-(A)	執行率 (C)/(A)	
47億 8,946万7千円	47億 7,251万7千円	△1,695万円	% 99.6	44億 5,234万1千円	△3億 3,712万6千円	% 93.0	3億 2,017万6千円

表2 各特別会計の決算状況

会 計 区 分	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	差し引き額 (A)-(B)	歳入に含む一般会 計からの繰入金額
市営公共下水道特別会計	2億3,752万7千円	2億3,747万5千円	5万2千円	1億1,627万3千円
国民健康保険特別会計	1億3,661万1千円	1億3,264万5千円	396万6千円	5,374万8千円
後期高齢者医療特別会計	7,668万2千円	7,666万5千円	1万7千円	2,810万5千円
合 計	4億5,082万円	4億4,678万5千円	403万5千円	1億9,812万6千円

令和3年度一般会計歳入・歳出決算の内訳

歳入総額47億7,251万7千円の内訳

自主財源 (19・4%)	市 税	1億8,573万3千円 (3.9%) 住民税、固定資産税など	
	使用料及び 手数料	1億9,492万7千円 (4.1%) 住宅使用料、郷土館使用料、 住民票交付手数料など	
	繰 越 金	2億1,062万7千円 (4.4%)	
	諸 収 入	2億301万円(4.2%) 居宅介護サービス費収入、 宝くじ交付金収入など	
	そ の 他	1億3,340万3千円 (2.8%)	
	依存財源 (80・6%)	地方交付税	27億8,396万円 (58.3%) 普通交付税、特別交付税
		国庫・道 支 出 金	7億8,341万2千円 (16.4%) 国や道からの補助金など
		市 債	1億6,390万8千円 (3.4%) 市が国などから借り入れたお金
	そ の 他	1億1,247万6千円 (2.4%)	

歳出総額44億5,234万1千円の内訳

義務的経費 (44・7%)	人 件 費	9億6,903万4千円 (21.8%) 職員給与、議員・各種委員・ 嘱託職員の報酬、社会保 険料等に使ったお金	
	扶 助 費	5億5,685万4千円 (12.5%) 生活保護費・老人保護措置 費等に使ったお金	
	公 債 費	4億6,474万2千円 (10.4%) 市の借金返済のために使っ たお金	
	物 件 費	6億5,655万3千円 (14.7%) 行政事務に必要な物品の購 入、光熱水費、委託料、使 用料等に使ったお金	
		補 助 費 等	5億5,569万9千円 (12.5%) 各種団体への補助金や保険 料等に使ったお金
	積 立 金	4億5,900万円 (10.3%) 貯金として、公共施設等整備 基金などに積み立てたお金	
	繰 出 金	4億1,659万6千円 (9.4%) 特別会計や事業会計の運営 のため繰り出したお金	
	その他の経費 (48・8%)	普通建設 事業費ほか	8,656万2千円 (1.9%)
		そ の 他	2億8,730万1千円 (6.5%)
	投資的経費 (6.5%)		

歳入は市税など自ら調達できる「自主財源」と、国や道から入るお金や借金等の「依存財源」の2つに分けられます。自主財源に乏しい本市では、歳入の大半を依存財源に頼っており、中でもその多くを占める地方交付税によって本市の財政が支えられています。令和3年度の地方交付税は、普通交付税では、前年度と比較して1億683万4千円（8・8%）の増加、特別交付税は553万7千円（8・5%）の増加となり、全体で2億236万9千円（8・7%）の増加となりました。皆さんから納めていただいた市税は1億857万3千円で、前年度より557万3千円（2・9%）減少しました。これは主に、市民税が納税義務者数及び法人数、大口納税企業の申告額の減少、固定資産税の家屋滅失、除却等課税対象の減少によるものです。徴収率は96・4%で0・4ポイント上回りました。なお、市民1人当たりの市税負担額は、前年度より932円増加し、6万4千828円となっています。

次に歳出を説明します。

上記の歳出決算のグラフは、市が使ったお金について経済的性質を基準に分類したものです。

「義務的経費」は、職員給与や借金の返済など、必ず支払わなければならない経費で、「投資的経費」は、施設や道路建設など行政水準の向上に直接かかわる経費です。また、「その他の経費」は、義務的経費や投資的経費に含まれない物件費や補助費等の経費です。一般的に、義務的経費の割合が低く投資的経費の割合が高いほど、財政に余裕があると言われています。

令和3年度決算では、義務的経費が19億9063万円（構成比44・7％）、次いでその他の経費が21億7441万円（同48・8％）と、これらの経費が歳出のほとんどを占めています。投資的経費は前年度に比べ2億4529万2千円減少して2億8730万1千円、全体の6・5％となりました。

依然として義務的経費の割合が高く、財政構造の硬直化が示される結果となっています。

さらに、行政の仕事内容ごと大きく分類した目的別の経費を見ても（表3）。

最も多いのは民生費で、老人福祉や生活保護経費などに、決算額の23％に当たる約10億4千万円を支出しました。

令和3年度一般会計決算を1か月の家計簿に例えると…

家計を支えているのは「親からの仕送り」です。

家族で働いて得た収入は、約8%しかありません。

前月より給料やパート収入、親からの仕送り、ローンの借り入れが減ったものの、保険料・町内会費、子どもへの仕送り、貯金などを節約し、今後の生活費を調整することができました。

これからも計画的に生活を見直し、収入に見合った生活をしなければなりません。



給料 (市税)	15,000円	食費 (人件費)	81,000円
パート収入 (使用料及び手数料)	16,000円	家族の医療費 (生活保護費などの扶助費)	46,000円
親からの仕送り (地方交付税、国・道支出金など)	307,000円	光熱水費などの雑費 (物件費)	55,000円
預金からの引き出し (繰入金)	4,000円	保険料・町内会費 (補助費等)	46,000円
ローンの借り入れ (市債)	14,000円	修繕料 (維持補修費)	4,000円
雑収入 (諸収入など)	24,000円	ローンの返済 (公債費)	39,000円
前月からの繰り越し (繰越金)	18,000円	子どもへの仕送り (繰出金)	35,000円
※歌志内市の令和3年度一般会計決算を、 1か月の家計簿をイメージして作成しました。 金額は千分の1に置き換え、12か 月で割っています。		家の増改築費 (普通建設事業費)	24,000円
		貯金 (積立金、投資・出資金など)	39,000円
		親類や友人への援助 (貸付金)	2,000円

1か月の収入合計 398,000円 1か月の支出合計 371,000円

収入398,000円－支出371,000円・・・27,000円の黒字

※令和2年度決算では、収入418,000円、支出401,000円でした。

表3 目的別にみる一般会計決算額

項目	決算額	前年度との比較
民生費	10億3,935万1千円	△2億4,010万9千円
職員費	8億1,415万6千円	△343万9千円
総務費	6億6,115万9千円	1億7,224万5千円
土木費	5億1,782万6千円	1,184万2千円
公債費	4億6,474万2千円	705万6千円
衛生費	4億6,386万9千円	4,090万4千円
商工費	1億9,912万3千円	△5,094万1千円
教育費	1億9,803万9千円	△2億7,580万1千円
議会費	4,854万4千円	△279万8千円
消防費	3,798万8千円	△601万1千円
農林費	585万8千円	△1,112万5千円
労働費	168万6千円	△9千円
災害復旧費	0円	0円
諸支出金	0円	0円
合計	44億5,234万1千円	△3億5,818万6千円

次に支出が多かったのは職員費で、特別職と一般職員の給与や医療保険などの共済費として、18・3%に当たる約8億1400万円を支出しました。

なお、議員報酬や各種委員等の報酬等は各歳出項目に区分されるため、性質別分類での人件費の総額と金額は異なります。

一般的な管理費などを支出する総務費は約6億6100万円、道路や市営住宅の管理経費を支出する土木費は、約5億1800万円、公債費は市債の償還として約4億6500万円を支出しました。

以下、衛生費、商工費、教育費、議会費、消防費、農林費、労働費の順に支出が多い結果となりました。

市民1人当たりの決算額 ※令和4年3月末現在の住民基本台帳人口2,865人で算出

<p>民生費 362,775円</p> <p>医療費や介護保険事業、福祉行政全般に使われたお金</p> 	<p>職員費 284,173円</p> <p>職員の給与、医療保険などの共済費に使われたお金</p> 	<p>総務費 230,771円</p> <p>一般事務経費や財産管理などに使われたお金</p> 	<p>土木費 180,742円</p> <p>市道整備や除排雪、市営住宅の管理経費などに使われたお金</p> 
<p>公債費 162,214円</p> <p>市の借金（市債）の返済に使われたお金</p> 	<p>衛生費 161,909円</p> <p>各種保健予防事業、ごみ処理事業などに使われたお金</p> 	<p>商工費 69,502円</p> <p>商工業者の振興対策、観光事業推進などに使われたお金</p> 	<p>教育費 69,124円</p> <p>教育施設の管理運営、社会教育事業の運営などに使われたお金</p> 
<p>議会費 16,944円</p> <p>議員報酬や議会運営に使われたお金</p> 	<p>消防費 13,259円</p> <p>火災予防活動や救急活動、消防施設設備などに使われたお金</p> 	<p>その他 2,633円</p> <p>農林費 2,045円 労働費 588円 災害復旧費 0円 諸支出金 0円</p> 	<p>合計 1,554,046円</p> 

特別会計決算の概要

■市営公共下水道特別会計

決算額は歳入が2億3752万7千円、歳出が2億3747万5千円で、差し引き5万2千円を翌年度に繰り越しました。前年度と比較すると、歳入、歳出とも約2000万円の増加となりました。

この主な要因は、歳入は国庫補助金、歳出では委託料の増加によるものです。

■国民健康保険特別会計

決算額は歳入が1億3661万1千円、歳出が1億3264万5千円で、差し引き396万6千円を翌年度に繰り越しました。前年度と比較すると、歳入では約3200万円、歳出では約3300万円の増加となりました。

この主な要因は、国民健康保険事業財政調整基金への積立額、空知中部広域連合からの返還金、保険給付費等交付金の増加によるものです。

■後期高齢者医療特別会計

決算額は歳入が7668万2千円、歳出が7666万5千円で差し引き1万7千円を翌年度に繰り越しました。前年度と比較すると、歳入・歳出とも約800万円減少しました。

この主な要因は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金金の減少によるものです。

病院事業会計決算の概要

▼患者数の状況

年間延べ患者数は、入院が1万530人で前年度から1717人の減少、外来は9033人で前年度より781人の減少となりました。

▼経営の状況

総事業収益は6億851万5千円で前年度から1299万3千円の減少、総事業費用は5億7810万3千円で前年度より1920万円の減少となりました。

患者動向による収入状況では、外来収益6181万2千円、入院収益は2億7911万4千円で、入院・外来ともに患者数の減少により厳しい経営となりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予防接種料が大幅に増加となったほか、特別交付税における1病床当たり単価の改定増により他会計補助金が増加となりました。

結果として、消費税を除いた単年度収支で2238万7千円の純利益が生じ、累積欠損金は、7億7581万4千円となりました。

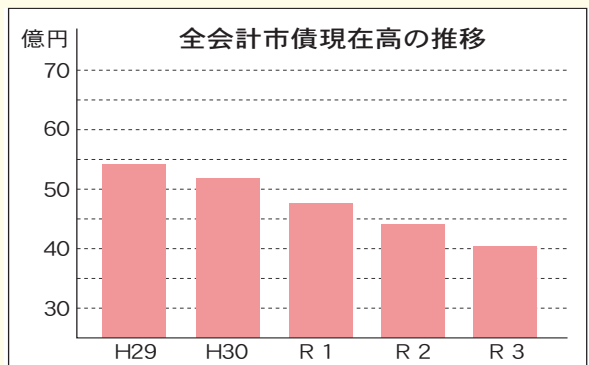
病院事業会計の決算状況 ※消費税含む

〈収 入〉		収益的収支		〈支 出〉	
医業収益	3億8,858万2千円	医業費用	5億7,015万円		
医業外収益	2億1,993万3千円	医業外費用	795万3千円		
合 計	6億851万5千円	合 計	5億7,810万3千円		
〈収 入〉		資本的収支		〈支 出〉	
企業債	4,030万円	建設改良費	4,351万2千円		
出資金	1,685万2千円	企業債償還金	3,293万1千円		
他会計繰入金	5万9千円				
補助金	309万4千円				
合 計	6,030万5千円	合 計	7,644万3千円		

資本的収支における総収入額は6030万5千円で、前年度より3672万2千円の増加、総支出額は7644万3千円で、前年度から3638万1千円の増加となりました。なお、総支出額に対して総収入額の不足する額1613万8千円は過年度分損益勘定留保資金により補てんを行いました。

全会計の市債現在高

年 度	全会計市債 年度末現在高	年度末 の人口	人口1人当 たり現在高
平成29年度	54億2,506万9千円	3,374人	160万8千円
平成30年度	51億9,601万7千円	3,232人	160万8千円
令和元年度	47億5,392万2千円	3,092人	153万7千円
令和2年度	44億580万6千円	2,994人	147万2千円
令和3年度	40億1,060万8千円	2,865人	140万円



あなたの健康を応援します!


今回のレッツ健康は、80歳までに3人に1人が発症すると言われている“^{ほうしん}帯状疱疹”についてです。

●原因について

過去に感染した水ぼうそうと同じウイルス“水痘・帯状疱疹ウイルス”が原因で起こります。このウイルスは水ぼうそうが治った後も体内の神経に潜んでおり、加齢・疲労・ストレスなどで免疫が低下したときにウイルスが再活性化することで発症します。

帯状疱疹が他の人に感染することはありませんが、水ぼうそうに感染したことがない人には、帯状疱疹としてではなく、水ぼうそうとして感染することがあります。

●症状・後遺症について

痛 み	<ul style="list-style-type: none"> 体の左右どちらかの皮膚に“ピリピリ”“チクチク”“焼けつくよう”などと表現される痛みが起こる。 皮膚症状の数日前から始まることが多い。 	
皮膚症状	<ul style="list-style-type: none"> 体の左右どちらかに^{ほうしん}発疹が現れ、その上に水ぶくれができる。水ぶくれは2週間程度でかさぶたとなったあとに1、2か月程度で治癒する。 	
後遺症	<ul style="list-style-type: none"> 通常は水ぶくれが治るのに合わせて痛みも治まるが、痛みが残る場合があり、3か月以上続く場合は、帯状疱疹後神経痛と呼ばれる（50歳以上で帯状疱疹を発症した方のうち、約2割にみられる）。また、顔や頭部の神経に発疹した場合は、角膜炎や結膜炎、視力低下、失明、耳鳴り、難聴、めまい、顔面神経^{まひ}麻痺などが生じることがある。 	

●治療について

症状に合わせた治療が行われます。主な治療は『ウイルスの増殖を抑える抗ウイルス薬の服用・点滴』『皮膚の症状や痛みの改善のための塗り薬』『痛みの状態に合わせた鎮痛剤』の使用です。

治療が早ければ早いほど効果が高く、重篤化しにくくなります。帯状疱疹かなと思ったら、皮膚科、またはかかりつけ医（内科）にご相談ください。

●予防について

帯状疱疹は免疫力の低下がきっかけで発症します。日ごろから“バランスのよい食事・じゅうぶんな睡眠・適度な運動・ストレスをためない”など体調管理に努め、免疫力を高めておくことが非常に大切です。

また、50歳以上の方は予防接種を受けることができます（全額自己負担）。

ワクチンの種類	水疱ワクチン	帯状疱疹ワクチン
接種回数	1回	2回
費用	8,000円前後	18,000～25,000円 1回あたり
その他	帯状疱疹ワクチンと比較して効果が落ちる。免疫が低下している場合は接種できない。	予防効果が高く、免疫が低下していても接種可能。

接種については皮膚科、かかりつけ医などにお問い合わせください。

問い合わせ

保健介護グループ（市役所2階 ☎ 42-3213）